

一般社団法人

日本リユース機構

定 款

平成18年 8月 1日 作成
平成18年 8月17日 公証人認証
平成18年 8月31日 法人成立
平成21年10月5日 名称変更
一般社団法人 日本リユース機構

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本リユース機構(英文名 JAPAN REUSE ORGANIZATION 略称 JRO)と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、リユース製品の仕入、修繕・加工、販売等に係わる事業者(以下、「業者」という。)の連絡・情報共有その他各業者の協力の基盤を確立することにより、各業者の健全な成長・発展を図り、もって各事業者を含む関連業界(以下、「業界」という。)の発展及び社会的貢献に資することを目的とし、この目的を達成するため、以下の各号の事業を行う。

- (1) 各業者間の連絡、情報共有等の協力体制を確保するためのシステムの確立
- (2) 前号のシステムを利用した、各業者間の連絡・情報共有および情報の提供
- (3) 各業者が円滑な事業を行うための助言、指導、仲介、仲裁その他の諸活動
- (4) 各業者のトラブルの発生を未然に防止し、又はトラブル解決を容易にする方策の開発及び実行
- (5) 業界全体の利益を勘案した行政当局その他の関連諸機関との交渉、折衝その他の諸活動
- (6) 業界全体を取り巻く諸環境に対応した立法当局その他の関連諸機関への陳情、請願その他の諸活動
- (7) 業界全体の共通の利便となる規格統一等のための新商品の開発、販売その他の諸活動
- (8) 業界全体としての社会貢献事業
- (9) 著作物の出版、頒布及び販売
- (10) 損害保険に係る代理業務
- (11) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示する。

第2章 基金

(基金の総額)

第5条 当法人の基金の総額(代替基金を含む。)は金300万円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、定時社員総会で別途決議した場合を除き、解散まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第7条 当法人の基金の返還は、定時社員総会において返還すべき基金の総額を決議し、具体的な基金の返還に関する事項については理事会が決定する。

第3章 社員及び会員

(社員)

第8条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

(入社)

第9条 社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(社員の経費負担義務)

第10条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。社員が支払うべき額は、運営規約で定める。

2. 既納付の経費については、その理由の如何を問わず返還しないものとする。

(会員)

第11条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

(入会)

第12条 会員となるには、当法人所定の様式による申込をし、理事会の承認を得るものとする。

(会員の経費負担義務)

第13条 会員が負担すべき経費は、別に定める入会金及び会費とする。

2. 既納付の入会金及び会費は、その理由の如何を問わず返還しないものとする。

(退社及び退会)

第14条 社員及び会員はいつでも退社又は退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して、退社又は退会の予告をするものとする。

2. 前項の場合のほか、社員及び会員は次に掲げる事由により退社又は退会する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

(除名)

第15条 当法人の社員及び会員が次のいずれか1つに該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を毀損したとき。
- (2) 当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 社員及び会員としての義務に違反したとき。
- (4) 経費の負担を1年以上怠ったとき。

(社員名簿)

第16条 当法人は、社員及び会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に保管する。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第17条 社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

(住所) 東京都葛飾区金町五丁目23番12号
(名称) 株式会社アンカーネットワークサービス

(住所) 東京都板橋区成増一丁目4番10号
(名称) 株式会社Aクラス

(住所) 東京都八王子市川口町1959番地4号
(名称) 有限会社八王子リサイクル

(住所) 東京都港区西麻布一丁目12番3-1302号
(社員) 有限会社ロコサービス

第4章 社員総会

(社員総会)

第18条 当法人の社員総会は社員をもって構成し、定時総会は毎年5月に、臨時総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第19条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第20条 社員総会は、代表理事が招集する。

2. 社員総会の招集は、理事の過半数で決する。
3. 社員総会の招集は、会日より5日前までに各社員に対して通知を発して行う。
4. 社員総会は、総社員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに開催できる。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議の方法)

第22条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第23条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第5章 役員

(員数)

第25条 当法人には、理事17名以内、監事3名以内を置く。

(資格)

第26条 理事及び監事は、当法人の社員及び社員たる法人の役員から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第27条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。

2. 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
3. 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第28条 当法人には、代表理事1名を置き、理事の互選によりこれを定める。

2. 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。
3. 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(理事会)

第29条 当法人の理事会は理事をもって構成し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって当法人の業務の執行を決する。

2. 理事会は代表理事が招集し、招集は会日の3日前までに各理事に通知して行ふ。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(理事及び監事の報酬)

第30条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第6章 会 計

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

2. 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成19年3月31日までとする。
3. 代表理事は毎事業年度の予算案を定時総会に提出し、承認を得なければならない。

第7章 解 散

(解散の事由)

第32条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 法人の合併
- (3) 社員が一人になった時
- (4) 法人の破産
- (5) 解散を命ずる判決

(法人の継続)

第33条 当法人は、前条1項の場合においては、社員総会の決議をもって継続することができる。

2. 前条3項の場合においては、新たに社員を入社させて法人を継続させることができる。

(解散登記後の継続)

第34条 当法人は、解散の登記をした後であっても、前条の規定に従って、法人を継続することができる。

(合併)

第35条 当法人を合併するには、社員総会の承認がなければならない。

第8章 清 算

(清算方法)

第36条 当法人の解散の場合における法人財産の処分方法は、社員総会の決議により定める。ただし、一般社団法の規定により、理事又はその選任したものにおいて清算することを妨げない。

2. 清算人の選任及び解任は、社員総会の決議をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人の解散後の残余財産の処分は、社員総会の決議による。

第9章 附 則

第38条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 日本リユース機構を設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成21年10月5日

社員 東京都葛飾区金町五丁目23番12号
株式会社アンカーネットワークサービス
代表取締役 碓 隆 司

社員 東京都板橋区成増一丁目4番10号
株式会社Aクラス
代表取締役 波多部 彰

社員 東京都八王子市川口町1959番地4号
有限会社八王子リサイクル
代表取締役 伊 藤 新太郎

社員 東京都港区西麻布一丁目12番3-1302号
有限会社ロコサービス
代表取締役 天 沼 裕 子